

避難生活の環境変化に対応した支援の実施に関する検討会（第6回）への意見

大阪公立大学 菅野 拓

1. デジタル技術の利活用及び状況把握について

1) 避難者等の情報の収集・集約・利用におけるデジタル技術の活用について

- ・ 避難者等の状況把握に当たっては、情報を収集する人の負担を軽減しながら実施することが必要であり、避難者等が自ら情報発信を行うことを促進すべきと考えられるかどうか。

促進すべき。在宅避難者や車中泊避難者を情報収集する側から把握するだけでは漏れが大きいため、個人で情報発信できるようにすべき。

- ・ 避難者等の状況把握や支援において支援に携わる関係者との連携（外助との連携）が重要であり、必要な情報の共有にデジタル技術を活用することが効果的と考えられるかどうか。

効果的である。集約情報など個人情報を含まない情報はもちろんのこと、厳しい状況におかれた被災者などの個人情報も共有可能な体制を平時か整備する必要がある。

- ・ 内閣府では、クラウド型被災者支援システムを開発しているほか、様々な主体が情報収集用のアプリやシステムの開発・実証を進めているところ。こうしたシステムを地方公共団体が自らのニーズに応じ、組み合わせて利活用することで、効率的に避難者等の情報の収集、集約、利用を行うことができると考えられるかどうか。

可能である。現状のシステムや次期防災情報システムとの連動を考慮に入れると、現状は個人が情報発信し自治体が利活用可能になるシステムの開発が特に望まれる。その際、収集された個人情報はクラウド型被災者支援システムや福祉分野の台帳などと連携して活用され、個人情報を含まない集計情報は次期防災情報システムなどで活用されることが望まれる。

2) 標準的な情報収集の項目、個人情報の保護と利活用等について

- ・ 状況把握における標準的な項目（案）について、避難者等の状況や支援の実施に利用するという観点から、項目及びその内容について追加、修正等すべき事項があるか。
また、状況把握における標準的な項目（案）で示した把握のタイミングについて、避難者等の状況や支援の実施に利用するという観点で適切と考えてよいか。

タイミングは適切だと考えられるが、タイミングごとの項目については緊急性や被災者にかかる手間の観点から、精査が必要だと考えられる。特に、A：発災直後～1日については基礎情報と緊急対応が必要な医療情報に限定すべきだと考えられる。また、

この収集情報だけでなく、平時の福祉制度の利用状況などと突合して運用することを推奨すべき。項目ごとの細かい検討事項は以下の通り。

- ✓ 外国人の有無は聞いているのに、必要な支援ニーズについての項目がない。選択肢としてありうるのは言語上の困難、宗教による治療や飲食への問題の有無、在留カードなどの重要身分書類の紛失など。
- ✓ 家屋の被害状況のみならず、それ以外の建築物や車両などの資産についても把握したほうがよい。
- ✓ インフルエンザなどの感染症についてどのように扱うか検討が必要。
- ✓ 福祉用具の支援の必要性を聞く項目がない。オストメイト、導尿カテーテル、滅菌済みの衛生用品など手に入りにくいものが存在する。
- ✓ 福祉サービス受けてる人については、プランナー（ケアマネや相談支援専門員）と連絡がとれているか。

- ・ 個人情報の利用目的や提供の範囲について、追加すべき利用目的や提供先はあるか。また、個人情報の保護の観点から、利用に当たって留意すべき点や提供先の設定に当たって留意すべき点はあるか。

平時の福祉サービスを利用するにあたって地方自治体や事業者が取得した情報についても、災害時には関係機関に提供することが可能になるよう、平時の福祉サービス利用にかかわる様式なども改めるべきである。

2. 避難所以外の避難者等の支援の枠組みについて

- ・ 国、都道府県、市町村の責務については、災害対策基本法に位置付けられているところ。また、災害ケースマネジメント実施の手引きにおいては災害ケースマネジメントを実施する市町村の支援について都道府県の役割が示されている。避難所以外の避難者等の支援についても、こうした役割分担の下で取り組む。

同様の役割分担で取り組むべきである。

- ・ その上で、避難者等の支援には、市町村においても、危機管理のみならず医療、保健、福祉、住宅など多くの関係部局が関わることから被災者支援の担当部局を明確にした上で一体的に取り組むことが必要。

きわめて重要であり、ぜひ取り組む必要がある。被災者支援関係施策の総合調整や被災者支援にかかわる民間団体等との情報交換が役割となる。様々な災害対応に関わった経験上、地方自治体にこのような体制・機能がないために被災者支援が混乱している場合が多々ある。

- ・ これまでの災害でも、避難者等の状況把握、避難所の運営や環境改善、地域支えあいセ

ンターの立ち上げ支援等において関係部局や民間支援団体が連携しつつ、被災者支援の業務を一元的に担う体制を構築したり、災害対策本部と連携しながら被災者支援を行った自治体の取組が見られるところ。

こうした自治体の好事例を他の自治体も参考とできるようにし、個々の自治体が適切に避難所以外の避難者についても支援を実施できる体制の構築を促進することが必要ではないか。

きわめて重要であり、ぜひ取り組む必要がある。

3. 避難所以外の支援拠点のあり方について

- ・ 支援拠点のイメージ（支援拠点の支援内容、活用が想定される場所、運営・管理）について、追加、修正等すべき事項はあるか。

民間施設における運用が弱まったきらいがあるので、その指定を妨げないことは記載すべき。特に民間団体が実施する様々な居場所やこども食堂なども十分に候補になり得る。

- ・ 自治会や町内会、自主防災組織等による支援拠点の設置場所の検討、支援拠点の周知や訓練などについて、地域の取組を促すためにどのような方策が考えられるか。

重層的支援体制整備における参加支援やこども食堂などの地域の自主的活動と連動させた訓練の実施など、主体的な取り組みにつながりやすい平時の様々な施策や活動と連動させることも重要である。また、運営や訓練にかかわるアドバイザーとしてかかわる被災者支援の専門性を持つ人員（例えば DWAT など）が重要であり、その育成および彼らの業務範囲に支援拠点が含まれるようにすることが重要である。

- ・ 発災時の支援拠点の運営と行政の対応について、追加、修正等すべき事項はあるか。

都道府県の対応についても一定の記載が必要。特に被災者支援の専門性を持つ人員は地域に十分に存在するわけではないため、保健・福祉にかかわる専門人員の派遣やリテラシーの向上にかかわる集合研修実施など、特に知識面からのバックアップが役割になると考えられる。なお財政面や知識面は国の役割も極めて重要である。

以上